所管部課		総務部 職員課			部長		矢吹 勇一		
l)	<b>⊦</b>	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則							
件名		について			区分	$\circ$	1審議事項		2報告事項
関係	条例 規則								
事項	部課 機関								
1. 要 旨 (1) 趣 旨 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に 伴い、関連する規則の一部改正をするものである。 (2) 主な改正内容 地方公務員法の改正に伴う規定及び用語の整備 (3) 施行日 令和5年4月1日 (4) 一部改正をする規則 ① 東大和市職員の通勤手当に関する規則 ② 東大和市管理職手当に関する規則 ③ 東大和市職員の給与に関する規則 ③ 東大和市職員の給与に関する条例施行規則 ④ 東大和市職員の給与に関する条例施行規則 ⑤ 東大和市職員の管理職員特別勤務手当支給規則 ⑤ 東大和市職員の管理職員特別勤務手当支給規則 ⑥ 東大和市職員の働務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則									
(5) 影響及び効果 国や都の制度との権衡を保ち、適正な制度運用を行うことができる。									
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課による事前審査済									
3. 留意事項(問題点等) 今後の予定									
4.		心理案(検討結果・ 了後、速やかれこ制	等)   定の手続きを進めた	こしい	0				
5.	審議結	果							

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。